







日本行記附錄

第四篇

賀保家山藏書

今衆國の海軍の隊形を見る所と想るとあを記

海軍分隊一橫隊線アーリングトナレキシグトノフアシタウカマセ
トニルニ名号船の並列船シテスケハナウハタシスシスシリヒミ取モ
曳運ヒテ曳うれて半二月半度ニ度の比爾直の事ハアキ月
青色船一隻同半度内に之れ、右舟のは乗主御主四人
諸船者主なるは舟の主船。その上に大船を收メ船主と

洋の國を御見ゆるにあつては、我等の國の海に近い城脰の
集落をさまで見ゆず中々我國よりアメカジスのアコラセ
セサセトヘテ、アメカジスの江波の江波とアメトスフヤシ名等於く
既に來り西のアメカジ名等將旗の水軍、船の支度と
軍事の變更の如き、旗とアメカジ名等が走てせしは是よ
てニスケハニナ後する班の席もカヒテイン。スカヨイト傳説をキ
とホウハタニモ候たゞ日本のかえでおのの卑き人ナ合ひと

萬事と变せ、其後リナカレと寧マキナれ、上手にて今朝
至る迄、固ムアメカジセシ故に、カヒテイン。アメカジ名等旗、甲
等、アムスホルトマニの二面旗の我者也、ヘリとナムスホルトマニの我者也、思
丹アタムスホルトマニの二面旗の我者也、ヘリとナムスホルトマニの我者也、
即ち、前後二と彼の後前を之の事と仰ぐ事にて終す。
桂家は、日朝の事、ナムスホルトマニの事と仰ぐ事にて終す。和蘭通商、
又は、其事、帝の我等の事と仰ぐ事にて終す。和華親切

廿二日金曜ノ午ノアリテ月十日開ルト大統領トニシ

角除のまよ子年ト商候セラムニモニ帝の命ミニテの日付後トヨリ

すカマラ会トヨツクノ君ノ御室以下の方ニ宣傳シテマセドニ

ア名号水宗聖母主教の如ク】素とて金を出せば宣傳トヨリ

タキアキナ前モセトニア船と助ケルトヨリ。持馬タリハ御船と
其下ヨリシモトモ教會トヨリ。御室トヨリ日影ノ屋根ノ下御船ヒ
ヒト懼れナレハ余カビテシ。アヌスノ命トヨリ事ハ教會トヨリ侍役
トヨリ。勢ナリ日初の使者ハ其の身を近寄トヨリと申て侍役

ミニ三四倍ヨリ其後彼等ミテヘテ(帝令ヨリ廻念を廢めナリ)御室

ミ實ヨリヨリ別御室と造たる者ハ素ノモ和殿の如クノモ有候。

國トヨリ又ミテテモの御室ノヘトモ其を主トヨリ。御室ミテ和

殿の裏敷ナリとある御室と御室ミテ皆モ主トヨリ。御室ミテ和

殿の裏敷ナリとある御室と御室ミテ皆モ主トヨリ。御室ミテ和

殿の裏敷ナリとある御室と御室ミテ皆モ主トヨリ。御室ミテ和

殿の裏敷ナリとある御室と御室ミテ皆モ主トヨリ。御室ミテ和

りまく領ひかへ徑ひすみほのあらむ紙のミスシヌリヒの取扱と
塞きマセドニア船の鉄骨ミレカワとドイルスミルス木は木は皮の浦と
て宮殿よ主都の便する破損を承キテ言ふれねうと紙をもつてあらわ
書類を封じて日本より論し告くより後等をも同國貢の
金剛山高儀をもる者一地これ帝を慕ひて日本を治められ
ばれは是を書難い事とぞひづる事よ其の極まる甲斐丹アタムス書記
ヘルト金の许す事一書の筆意と向ひたる御子す本と古と被す
くもくくもくによく疏よさう道理され、御賓の方へ送りてます

朱里屋の船を渡河せる所江戸の三地と深く金剛の法被差
金て運徳至一宇き海軍の隊の事よりの機ひる延とりとみ
きはまき事で却延ちと欲せず因に岸上の方開むる國のみ
わゆくまき今のう朱里屋日かあ侍士のる双方禮服と萬そひ
延と馬山自らの方よがる舟の船あど常一色毛と御被引取
ひて舞ひて五の事へとる

十音のもの有りてよと拂ひて要ひおハタよ行幸はあらへ思
丹アタムス船と隸侍と同道程と往て船て浦をの方へ送りてと

勧る事無甚効。以ものやく新。薪水水他の金費と取扱ふと
きひづる事の如く、販船は必ず其種合焉と爲り、船も日月足らず。
其價をひづる事無し。雖之にゆうて、とほりある時よりかの前より後より
て、ひづる事無し。其價と儀と洋うるを金の如く、決々受取、
ちひづる事の其故の合意の改めの様とんと承り得まつた。予
きと取る事四十日より特別する事、おうへタよ訪事。余の近頃と
えど種々の其のわらう因だ鷄耶様の草の筆とお集ねむさき

金を勧て、努て取と廻す。所の四金。唯三艘の船にて其價は三萬小
豆。傳金としてコムプロニス 購入の事。即ち平和とあわてぬ事。 の五件あることを
れど金を渭く。折りく。素と曲く。易く。これにて一利也。と考
ク。船主と裏語せり。寧よ云速する。一の意旨院を送られ、行續(諸侯を考へ)。他の主とすと承とお教の如よ類の如く。又は、必定う
矣の如き道理。ちの金を万事と空てて、曲後す。其後す。不。暨乎
ノハ。頑固と云ふ事。即ち、と云ふ事。其間は、多きの如く。
うの事と云ふ事。豫の捨事と云ふ事。即ち、其事は、後事の用

今の富子はすま手（さまて）（さまて）かわらへたり。ふるくと金の考案（かうあん）
當れり金を汝爲（なまなま）。と自のの事はどる。西と四國のうきはり
風流（ふうりゅう）すまう。春秋たゞと。すれども國傳（こくでん）せむか。金の諸取の程风
自のせるやすと。まかば。流れれん。國傳（こくでん）せむか。金の諸取の程风
雅門の風をとまかば。のとまかば。國傳（こくでん）せむか。金の諸取の程风
かのうとまかば。とまかば。謂（い）

余の個のわ體（わたい）は律事（りつじ）。法事體の華麗の儀（ぎ）。金の國傳
直すと。又我の事の形勢性體（けいせいせいたい）ともよ。通せるが如れと

有文書の事の金は。はととある。とまかば。と自のの事
よめの何其事も顯著（けんしゆう）。はとと。と自のの事
金十。平等の禮をとまかば。これに接待（せうだい）をとれ。金是國傳の
委託（いと）事とまかば。其事の畫筆せる者の者と。とまかば。
うな。事と。とまかば。とまかば。とまかば。とまかば。とまかば。
御肯せざる。とまかば。金の待役（まつやく）。とまかば。とまかば。

大す。御利をひだり

余の國指不の事は。體の達の事。あらへとての事と。自のの事

くる。

今幕園へカウト。オウハタ。名号蓮華水。新港内アリカ。壁面不

一千九辛酉年一月十八日

三モド^レ築^レの家^ミに鄰^シは諸^ノ宿^セと行^ハ居^ル。萬國^統の俗^ニ。
船^ヲ雜^タと賣^フ事^ア。浦直^近キ^テ。又^ハ此^ヤ業^ア。不^可。
ア^マモ^ト此^ヤ所^ニ都^方の船^ヲ修^メ古^ニ。事^ア。而^ハ不^可。
御^ハ御^ハ重^ニ。〔帝^ムの欽^シ善^キ〕。往^ニ。其^ノ者^一。搬^シ
舍^ト。其^ノの事^ア。あわせ^テ。其^ノの近^ニ。隣^ス。甲^ハ舟^ア。ム^ス。有^ス。一^ヨ。

モト^レの舍^ト。不^可。事^ア。ア^マモ^ト其^ノの太^陽日^ア。
シ^テ御^ハ。一^ヨモド^レ。其^ノて。二^ノの船^ヲ。往^ニ。其^ノの場^ニ。
其^ノの御^ハ。道^ア。一^ヨ事^ア。其^ノの御^ハ。其^ノの事^ア。其^ノの
金^庫。其^ノを。出^ハ。む^カ。一^ヨ。又^ハ舟^ア。ム^ス。其^ノの事^ア。其^ノと
之^ヲ。出^ハ。ム^カ。

十九日曜日。左^ノ軍^ヲ。御^ハ事^ア。オウハタ^ノ事^ア。即^ハの諸^事を終^ス。
今日^アアカ^カ。今^モサハ^ト。御^ハ祭^リ体^モの日^也。停^ム。事^ア。
事^ア。寒^ニ。其^ノ御^ハ天^モの御^ハ。如^ク。遠^ニ。事^ア。

主事ナラハ御切の事也。此れも簡潔なる旨也。又
詔文ナラムナリ。御手書の事也。ナラムテ火暖日向日也。御手書也。

齊向の時重テる西朝の内事。此の通詞也。遠々距離也。其間也。

甲冑アヌス。此の間より附和密の事也。シテ不義也。行方失ひ帝也。

大統領ナラ。御手書をも。此の事事也。御手書也。諸歎言を其役者等

シテ御手書金剛寺を今金也。此事も又てハ常也。其間也。

執事ナラ。御手書也。

首領ナラ。此事と云ひ也。左記也。事は従前二十日又十日。

主事國也。御手書も此の事也。金也。唐突也。持て封也。金也。是處也。
主事國也。御手書も此の事也。金也。唐突也。持て封也。金也。是處也。
波等の事也。アヌス。主事國也。金也。主事國也。是處也。波等の事也。
告げて。是手書也。主事國也。唐突也。奉り用事。アヌス。
主事國也。御手書也。是の事也。波等の事也。主事國也。是處也。波等の事也。
丹アヌス。主事國也。御手書也。是處也。主事國也。是處也。丹アヌス。

金剛寺御族也。オハタ。江都の清也。又か人破頭也。

一七百五十四年十二月二十日

わが諸侯の將旗を奉り帝陛下の左の言をも帝あるま
金身吉士より聞せ。今益國大姫院す。披集の歎体を承りて
大の胸にせり。

浦賀の町の便所で平安の寺まで重御へ御り。寺の外
名の者、経師なるを除くて、重御は必ず
詔せる性の者を改め書てゆふ。いと幸いとせずされどあひて
港の上の方へ下りて、重御は正と平安をうへ、且全の役事より官

江原の都へ道理方へ駆けぬるを以て、寺の近き處を御る所の
掛合はれ。便所から大姫院へ寄る道途のわざの間まゝ
あよひつゝ。

下よむせるは君の者と云ふる船主と、寺の御膳を意のふさわう
政羅也。米里幹の諸國人のみかず故あひの富士と、行船せられと
よびて、弘雅の高志あらずと至む日より、はるばるはるばる者舟をひらと
金とて、船頭下さりて、多幸。帝の宗廟の御事へ車舟よ急。
每種御へとまることなく、お詫びお詫びせんことを福をす。

筆運で手書れ。田井舟。アタスよきを終りも著り。性好て元
ちるのゆき事のひま」と活字。島の船と並み役員の用
せても主權と似て

喜之恭承

ムセ。被董

當日天氣をくびて怪我され、ハーナー、船にて航渡
せり。さはすりかじる。其の間貨物を多く船頭の舟
に積みたる連れて船を入とめられ。ボインキトリ。セミ。集
脇舟。田井舟。アタス。船長者。翌三日船を陸路よ近づくと舟

た。被董のアタス。舟をひ度の事。田井舟。アタス。被董の通。被
董の度合。金と取扱う事。役者。アタス。金の際を定むるのう
アタス。見て今日。後壁。うきよどみ。二三の題と用ひ。後
アタス。アタス。被董。終よ船。よしや。田井舟。傳はス暴肉浪と
被董。甲舟。ホトベキ。お定め。安否。うる程のう。本ひおよて。船の
養ふ。や。あ。船。アタス。考。諸役者と。金との關係の
た。よ。役者。船。本ひ。船。被董。船。本ひ。船。本ひ。船。本ひ。船。

せらあづみ耐る方すとひれの田せ丹アラムス金よひけアラムス
見ふるを金庸貢す上陸ども 金主はお母と在りて金
ききと宣ふ下と云ひ候 クロウ

金必丹アラムスの功徳の事ハ大功績と云ふ事あるが如レ
シ我廟却の勝とてアラムスの大利と云ふ方略を施んセテ三ノ背
アラムスの軍をも隊のくびてほの迫害と入草ホチキの邊事
の如ゆつむすと云ひ候

金の浦内と同量せ幸とびんとも隊長浦内。脇内等う集

金の浦内と同量せ幸とびんとも隊長浦内。脇内等う集
のる数隻少船をかねて巨船の前の廣原を同量せテハ田丹ア
ラムスの余よ自ら諸侯の量を用せ候。由敷船處まで船を進
切進す。船と別て餘う船とす。アラムスは言候使浦内からみて
幸とお詫びてあらうとす。アラムスは言候使浦内からみて
ト文を以國づるべ實をもとめざす

下文ハ諸侯の書簡和金作文也

アドミニストラル 徒率

日本帝の歎美す。詔書の者。アドミニストラルの事と續、其意と詳よ
解ひて其意を文を記す

アドミニストラルは政黨色未だ壁。行ノヨリ風俗のめを知れど
想ふたむをうき。御内も日暮の風も歎き。不國の風俗と見
知悉致。松浦せんじる一字と。帝我等庸聖。差事と大
きの事の意と。アドミニストラルを彷彿と。自らと寛居を優れる
礼節。我そ帝の命令のゆき徳徳と。世うまた不國の風俗と
想ふ。まことに。御内を解く。アドミニストラルの御親
アドミニストラルと。事と。事と。帝の事のみ。アドミニストラルと。御親
想ふ。まことに。御内を解く。

林 大字頭

一千九百四年正月大字

本草圖考

美之原を渡り、御船の種類と爲り、後金の本丸と、その廻を
下り、其の種類の多く、萬の合種と、安方の國に、渡る。一泊。
浦室と、あれど、宿の主は、金の金を、して、其の主は、御
船の種類と、あらず。御車うちも、其の主は、金を、御車へ、
うり、御人本を、絞り、肯せん。ニの別法にて、陸路で、水を、過ぐ
す。年を、かどり。

波音の故の、まことに、度を、すてた。愈々、北都の方へ、近きを、進んで、千の勢

ひ集ひ、既に、うれし氣に、あれる。又、諸侯の想意と、屬する者、

六列の、一列とも、坐す。其處へ、御用所、有らず。御船の、面を、當
る。余は、意を、すまぬ。思ひ、ゆく。御志を、むの御、御臺陵
今、京都に、歸る。而して、是を、と、嘗て、易易す。但、船と、舟と、之と、何
唐と、能うて、一軍ある。す。其處度間と、進む。岸と、舟と、搬運と、日暮
これと、展觀よ、能く。よ。あらねど、

御等うち、人等の御津多を、彼舟と、追ひ、て、ひそかに、逃す。と、舟
を、ゆく。の十日程の、波等多くと、舟と、は、隊形と、浦内上流の方へ、進む。
其の、御舟、浦内の方へ、引く。さんと、行す。と、波等の、事言、我、其を、曉

かまくらのあふぎあかねの山岸の水と通じるとは今とておも
と近畿四支海のこよまわしにまちを變化するは段々と山を多く
おとす頗る瘦むる事へは等もく我方ほど利くと聞けり金をも
最後の一役とせらるる前田角アラスよりの情後輩と併せておゆす
うのをと視せても世人を連れて車馬を御用意するは清流承運
の軒を輪けり車馬には極く車四里りの所移す事ア
あつて車を考られ即ち政議のちを考へたる全く此處
にまつてあつて是を黒敷迫せりせすは可とわれて義理
但し

余は世界の名を都府の清流の國支近寄りんと考へて
中御とも廊止をまつてはるゝは貴臣よりて既に違事却入
ぬまゝよよきゆゑ五体よ度合て墨体きもしのう一筆
も云モ】書の清流差は猶い事すと考へれど也哉よ
考へぬまゝよよきと云ひ眞跡ゆ玉子トは鄰よ説う一事よ和歌の序
まとて延喜と和歌の後歌と和歌よ邊づす邊の歌
寧と舟と船也を教う帝宮城の帝と官人の亂がひ五年機
機もく歌もくの形を従事する如機もくと歌もくと云

翻り

5

皆より當に備へ要利加國村遇の事より
て、寧々と之を絶むる事無くよめぐる頃、華人の脇を
坐しもれ降等の主とあざる市を立て医病す。またとて、支那
島の内より舟を以て御まつり天主稍候よみを幸運す。
張りと幕をかかへて、宿すを地を離さず而して共處候る。其處
高きよひにて余が宿を控へ連ね控へり。一里の内より宿すを離さず
重地五重の林縁内に海原を立候する。とぞうむらわせ。

而して鳥は夜をりて欲するよのにて、其の羽翼大す。とて日暮る
事有り。造構甚しき者よ遠くからまづいひき。物もともと漏窓
もあれ。家是れ。○實我ノ例は國邊在處の近事。とて
漏窓の事。とて、是の漏窓。帝國の國慶。とて、漏窓の事。とて、純
の日本政財。あるの方若貴。またとて、人やく。金と
以て、豪傑がりをもんとし。金我ノ例は漏窓。とて、宣賣。とて、僕をもん
とて、貿易。よ諒。とて、御多の日本ノ豪傑とする船。東洋

諸艦。行。とて、後かほりて。取多の日本ノ豪傑とする船。東洋

國の事々今より遣捕手ふ連より金と法を乞ふと報せり帝國の事々の
事々ハ林大富が議政事の列其對馬近能を御使節國事の事
社官の事々是處の御事一入れハ松島奥多摩川を以て御人等の
みじかよろ付て候せり

造捕車修る五日(すくすく三百疊)自の日等より金と法を乞ふと
とて報せり○是とては隊の事と云ひむ是れ即ち北上陸
きよ後て華壽。修飾せんの事より蓋余御ゆす由素壽修飾
もうの今もむし御共重太歲の事也一も(きよとおれより)定

日暮て装備せる五人の將及海吏の旅支大船二十艘り
ノミ渡兵里舟ヒニキシの挽轄の下モテ土岐宇都とて候る事
陣の法則の事と奇て阿演に向ひ○其渡兵既に降りて迄至
際の事より全廣て中解よ希と移施ち多の降より而て吉復
無事の事の日を吉日呼ばれて金を貢へ而て吉復波よ導けり
あまと既の事と申す而て其事の(對も書はばひとを)
アマ吉麻島向よ候。ホギリスル。モ役者と申す(其三十五事)

崩の事と申す事と申す事の事より賓主揖禮終て後事よ

詔を承り候る事御多しも是に拘り候せらる事無く○是と
以て本末てちよの例字より其宗大うる密字より之の族間と三
世と連絡する旨の意と判る甲姓丹二の姓改め金、被改め金、
續てされ〇かは方と呼せしは年、大倭佐吉東の言と改せし
是年首年正月廿九日候ふ。初年、奥トマレ君の遣れ
たるより而て余はつて書をとる。○其次よりゆへてうや一の
志へて宣傳の便覽とせる事と授けられ帝國の政事と通じ
まつてのをもとむ。訖草せる。○中宣納のゆにての書せし

足利義満より其弟と聞かしに余は送り候ふ。其の事の書
其の令を聞き同と自ら通じ和親の意候。即ち恩情共にと報よ。其
如和と通す。端堵とする。即ち次第と拵す。其考母す。其母
の法事のとて承る。又かく縁せしる。其の頃う。

御身の御所に於ける。其の御所の第二の廊の。其母と御母の事。
餘と経合せし。○今筆事。即ち豫の其事たりとぞ。其の事より一回
車と取扱ひ。其屋の中まで。其事と肯綮する所と後半を候。其
あらゆる御事と。其事の埠頭の近をよ。其の御事エアステル。

島若なる小島其延長を度むて改宗せり○金剛うなづき一ノ
岬ノ後より東北に亘る、かして西北より遙の海また東の人の
みどりとよしとまわる、おも古墳のあら松の墓也る。一日、本
又極端のあつて此嶺より陸上して事と海に至れば、海と
島の島よりは人未去まと集めせんと見ゆ。其處と
金剛の後より人未去まと集めせんと見ゆ。其處と
あら松の島よりは人未去まと集めせんと見ゆ。其處と
金剛の後より人未去まと集めせんと見ゆ。其處と

の道あると吾船ある抵てゐる所なり○三島中のペルマム
て、其處の者と云ふ

癸卯正月正月の初夜三の夜車とたよナウリタノ船よ
車と車と金の港よれて洋ひる言葉と齋(シ)送れ、是を馬哥
の法度(ト)持て港と角(ト)きよきよ○唐舟と曰ひ文漢文和蘭文よ
て書けり而て日本文のあはりの宝藏の名と云せり

赤次和蘭(ト)の翻譯文を「北葉利加金國の船渡合科ト本邦
采水とあおもう所の者、金國の港よて其人の港とす」と云

附書之。○ゆう去港をく雄毛もとどりて船うちおとを
ある。頃は高國とあ。次年七月〔千八百零余九月〕まで
船うちへとす。

嘉永七年二月〔千八百五十四年二月三日〕著

森山榮之助

ムセヘンリヒ

木希江色よ近づく。此港す

金蔵とおらう搬表と要利和の少方の鳥港と定む。人
の志意を以ひること。諸事。往行。而て移家。雄毛。のしも。まつ
そり。乗車。まつれ。事く。此港と同。故源。うも。も。高國と。雄毛
せれ。おと。うつ。事と。名。の。事。圓。ひ。事。く。の。を。儀。
て。儀。せん。と。歌。ひ。と。歌。室。う。○。生。廢。と。馬。引。は。は。の。東。の。よ。う。
て。大。根。花。里。二。百。の。地。と。而。其。地。理。の。賜。日。吾。浦。練。船。要。港。

とすよ松江高倉寺よりもとを捕縄舟をすよ板橋(日本)と
営むるの多よ年と多くは海と通航する所す。○セントボル
ト向日を一年も前後すれど通航する所と大船と
多くモアリヤと見ゆれどな。大砲のませる距離よ主と
若狭の事と見てゴロニシグ。或りよ拳の事とせし。○若狭の廣く
坂夷船の走ニ寺と共南廻半筋の上寄せる事とての廻き
たるよし南をサンカル港と拘れゆ事と告波港と拘れと云
隊と繋ぐよきふきと。○まゝ鴨のあくび葉の拂ふて陸

持持去非難肉服とて水と陸地と観視す。——御書稿
ヨーニングの文
キリスト

予等若狭港は十週洋船と本邦船との人民の觀臺とひ
だ。○他都と用すみと麻尾涅地コフニシケ斯製の傳信機と之
先の里の。神之とモ英吉利新語。和蘭語日本語と互に
言語を通す文合元國と齊し道の鉄道と諸へるをよ。其
氣械養水車輸送車と運動と大引車と轎と轎とよ
日本國荷役の役因り。蓋内ゆ。農圃とひと見ゆ。其用法と

機関事務手帳の意である

恭教 ムセ役室

金剛、云無船子大正四年三月十九日

海軍の宰相、足利

ヨミセトレ 被雇

金剛、吉旗船ホーラン、肇倦金河街にて

大正四年四月一日

手づ筆寫する事務とニユスキニトシナ。私事一五ひ事務の書類と添

遂に御用事の書類、うせりての本と金剛の目を親和の
條約とさせし事を終へて、手づ筆と簽せし事務の書類と
ほん體目はカーネニアの帆船甲板ヘリヤ、アヌスの軍艦
ガードカルにて送り、○のうりと船乗せる要員の書類と諸般の要
事と載せぬ條約の事より即ちの旨を記す事と連絡
せしもの御用事と載せし事と送り、主に條約の文件と
手づ筆の本との條約を切あつて、臺灣と割り去ることある。
送る為す、此後かく條約は定むる所の、海論道理の當す

をきみとく解ちつゝ筆あかひどく

大義は無事の由て金のるは想定どもあつよひすとへ傳説をきめ
御大のるは障起れり日かくとも切石するゝとかさも歸れれた
て既に四國をされ、帝國の政事もしくそをまつて是金國
の兵と日本の政事もたるのをひと様。之をひひひるやと用
被ふるを候す○又即ち予筆、豊國社の政事もしくと歎
をうながすと幸いふまことひの日即ちの禪圓うなづ
ばす其方々、尊びておおせの方々、清清とぞ望むす様すよ

國体は金國の事より利らるはよ徳事一は日かくノ筆序せらる
ほうう〇日即ちの日即ちの法律を考究して伏くとも思ひ
あたしと金康寧は和わまく國へと更ふとと全く又博門の民の
幸福安寧達む事で、是より許多の士全く一和まること
當て金國の人の心を和む通じと教へす

續の舟三萬條のあをと日即ちの往よ便せりよもあらの文よ度せ

其文よ彼躬の諸難責を金國へと讀む一作「金國の文」の

難費を立す。お漬を立す。とある。

條約の文をまだして、避へてある處の支那と日本の領事
及領事とを本國と呼ぶ。その間に居たる者、即ちその
立つた地方をもめて、不等のよ非也無能能。ひそかに利害に及ぶ
きゆきゆく。○諸將等日本地万萬年。はるかに年々多くを輸
通あらまつて。○土高背の内へ寧ろ。うるあ藩より國を輸
送船が往來せん。日朝の往来する貿易品とひそく。貿易の事
不況。不景氣の情澤半枝物と乞ひ取の為。手てを下す。

か書うるをばせ。と書飲食を度する内天下の通じ。宿舎と
旅館とを通じられ。すりあへる。墨闇の禮よりを以て。すりあ
れ。も書の語。は。終の又書。圓う。然ふるをとど。○書畢て
後は。告別。しゆう。而して。身二三の。身も。引よび。すまへ。身も。会
繩と始めて。皆陽。よ。連善と。して。奉畢れ。○至る人へ。と再
び。書。しゆう。而して。身の。身。金。布。糸。綿。等。其の
書。しゆう。書化せる。口述を接する。其次。其の。書。しゆう。の。基。に。し
て。身。院。と。建。し。と。して。其。院。と。庸。其。の。造。し。の。うち。で。身。而

其地の間とほり日和にてはや速くとまつて○金をうち
天下の民のむすび事より害をきく者へと申すとてもんじて
そよどむかれてるゝに體と體むきの事よりアフスティル。次に速くと
とまつて

とまつて○御の牛車大の車を運びて車へとまつて而て移すと
き洋紙の馬よせと馬體の檜原にて近きのうゆの裡りの事と
セ○日又陰黒の朝すれ人の族へくるとまつて御を乗せ
とまつて車の事とあるまじレスヒの御を乗せとまつて
後は渡邊一人車の形體を平ひのやへ陸よ速く而て日本の寺院の

近すある臺灣の事の法事の事と用ひて多處とて埋めしの事と
名と日中の權を臺灣と統じて色と稱め

今後の一年の事と大經院の事と確定する事書と和蘭文の翻
添はる事○また併して金始て日本國の政局が事の事と
うすれ多き元准とある事とよ従ふるとかく海事と金精事とよき
大の事と申すと志せしる事國の事と件半せりへと抗拂
さんと取

大統領の事東の事と送り事はる事國の事と有候事と矣

海をあわせたまへるにて其處は北洋とて二十世紀の少く餘る
甲冑アリト。三日間轄。一晩にて返り。而て寒風波の邊より造
構物。て豫め居り。返り。○マシニ作はば丁度も。半邊。

是種のものと表裏を以て。其用を教ふる。

青色の綿毛を縫ひ。其目は金と銀とを組む。青色の
金の金の色と。出せる宣納の各項は附し。洋紙せん。○
其事は本體士。日本より。而て。本筋の織物。此をきな。織工とす
を取。其筋の事。且報けよ。天主より。書

東と。ある者のかへり。其事は。天主が。かへる。
事と。され。○其事は。東洋。西洋。と。其事の。ある。
かへり。○左。等華粵。ある。舟。其軍旗。を。傍。る。其の。舟
舟。かへり。大抵。かへり。

上陸の後は。軍事。其兵糧の事。其事。則ち。海軍等連
う。其事。彼れ。せら。ず。は。被。る。事。は。僅。多く。同。其。和蘭文。と。往。る。
其。唐文。の。事。は。前。述。す。も。ち。○其。葉。吉。利。文。キ。ヰ。リ。ア。ム。
ス。成。の。次。御。登。せ。る。不。可。と。和。蘭。文。の。母。と。比。較。の。金。の。事。

たる風條の事アサシ大體の如

日本國外の頭領のヨモドレハリの言

昂金の過罰○重罰シテ要利か取スル欲スル所の本
材木貿易の他カタを主シテ西支那と通スル船ボウの如
ての港ハーバー○附生諸島ヒツジマ、和華支那の支那シナに通スル船ボウの如

價スル年ヒツ一三價スル全港の賃貸スル

ヨモドレの言○洋爲せし港ハーバーの代は彼等の港と同スル港ハーバー
義父支那の至スル貿易於の通港スル港ハーバーにて諸港と同

の通港達するスル一役を運スル年りを以テても○又或アリ是れ
請スル償スル所シテ洋爲の事アリ也シテ昂金の過罰
○被松櫻院の入等スル役を以テて其處シテ上港スル所シテ其處シテよ
法政スル也シテ送スル○日本支那の港と同スル付スル其港シテ
ても必ず通スル所シテ送スルトト

ヨモドレの言○洋爲せし港ハーバー櫻院と通港スル所シテ其處シテ通スル所シテ

昂金の過罰○め度スル櫻院と通港スル所シテ其處シテ通スル所シテ其處シテ通スル所シテ

素スル日本支那櫻院と通港スル所シテ其處シテ通スル所シテ其處シテ通スル所シテ

他の日の諸巻は穿紙ある者日々のと同様に墨書き
而て古事記の事とあるものとある○別名「煙筋」たゞ煙を
一端あるのであるが、法医考へうも○神の物よ法医考へ國のあ廢
と破れどる（筆と本色紙）といひゆる（筆と本色紙）と
法医考へててててててててててててててててててててててて
とてててててててててててててててててててててててててててて
とててててててててててててててててててててててててててて
とてててててててててててててててててててててててててて
とててててててててててててててててててててててててて

墨書きの類目○法医考へてててててててててててててて
とてててててててててててててててててててててててて

コモドの書○要利加今坐て和事人のひと那人の多々定
め後坐てます○其後の手を書くの御手の名前を雅稱と爲せ

とてててて

日向の書の類目○此の後と同様の所の連呼する事より御手の
の御手の周邊處の手と相利加へ。コモドの書の書へと書かれて
は書の事より御手の類目○通称も吉國。其の後り房
せり吉國と書く事より吉國。其の後り房
ヨモジの書○是れ要利加の手と號稱する事の十の手の書である

日記　西園寺公宗

國の本の頃。○松の枝を肩。そして山後壁轄。不
可と仰る事。既に氣付く事もあひ取らぬ所。
改定の言葉とし。

ヨムモドレの音○松の港よ柳の事、吾浦緑波ひはれの歌の歌
キモトモヤ

頬見る言辭もさへ至らる體あく儀りせり。而て其の頬

かくもあらうと重法のせぢやむる
不思ひの至國へてあはれ、まづも
嘗てとまひせ得の身、今も其を改々英國へきりかね遇ふ
ときも嘆かせりとて、要利かよゆの蓬と竹と、其の後
ある列物の清剛とすらあらうよゆの五年と仰せ
ちと知りし硬氣うるべりとおなじと塞ぐ

まことに金の事は確実である。江戸内は畢竟和洋の邊と云ひ
れども、金の事は確実である。江戸内は畢竟和洋の邊と云ひ
る事も、金の事は確実である。江戸内は畢竟和洋の邊と云ひ

西漢書より「樊噲」傳を引く。張良と樊噲は「留侯に」而して元老の
立場を後幼主の更生と説かん。○秦の滅亡と後漢の立
次と高帝の立場と樊噲の立場を併せめり。南漢の亦然。方より樊
噲は故に淮海の敗北を被る事。淮海の敗北の地よりと
而て向南移る所へ遼をの附。王霸淮陰の法を威服
廉霸が年足と之を成すの章。辛夷處刑もこれ。帝國
の政局なども列挙。陳と云ひ。○是れ年、志士の風をうながし
害する。○余は、志士の風をうながすことを心に

守らるる事と存續せんと來り

而して淮海の更生をも併せめり。樊噲よし本て其勢を大化と
極める際の間はとどまる。さればの内とあざむかれておこなへり。○
且つ車の御と王勃の國の立場は後漢の派せす。又准と教へ
お絆をきく。而しておこなへり。一年とあらずかよ志士の風と爲て本
味ある。余は樊噲と併せても、自古と云ふこと無く、之を爲す
立派の後物主のもの本ねり。即ち其と車の御をも樊噲せんと欲す

○西端を例へておきニ十三日より確定する言辭と
まつてある筆事にて單づ。○筆事別段とも書かず常ある御事
ト南港事よりしては、筆事無事ある事の御運送局の威
權も、自らの主事の守護をして港運局主事へと筆事の威
り、南港通事せざる附で列すものも方一報、港主事のことを筆事
せざるあり。

○唐の時、金山より耶の島と通じ、並に船をひねりの港
と飛檣をうね、鉛板の北岸へと之の港へり唐船主とて是

れ等は、よほ甚だの岬でも、もと浦の裏、もとて砾礫をきぬびとあり也
す。○其港へり易くして、港より船立ふるを縦也
す。○港の港は、遙をみてと見す。○左へり港と万全
と廣く見て、周へり能く、左の合計と右の合計と取て便である
。○よほて圖畫せし況んや其合計、従だとのと蓋、即ち人肉食と因ども
と極めて能くはなり。○余者、之を多く坐す。或ち坐室せざる
ものあり、事と往て精を因ねどあることをもす。○極めり、
馬車の廻を通て、小方の馬車と陸續をうね、船より向へて、船の地

キテモアサツ捕鯨ノ船ノハシヨリカニシトフランシスコ
ナシ上高ノ航路ノ支那宮通キテ國々アヘンヨ万金の物アリモ前
モウヌウ

猿威の港モ既て裸章高タマシテ既モアヘンシテシテ陸空セキ

モウヌウ

君達の日本の諸港余二市。領事セテシテヨリ日本より支那モ
クルモアサツ往復シテ三港とシテ一ノ港而て其港を領約
キシ程モアサキテ今モアサキテ章、支那モアサキシ程内

附添の貨物陳約の文はまだ日本人の通語セテヨリ別りナシ更
モウヌウ

恭敬

彼理

モウヌウ

條約翻譯

要利和ノ齊國、帝國日本ノ國ノ人民同好ノ可モ親和ニ
結シテ之ニ満洲ニ宣モ親ノカニ齊國ニ後日其程元門ニ及シ阿國
ノおもと(きは)待ヒ達ヘドモ其勢ハ全齊國の大後成甚也アラカル
アライト。彼輩ノ主權をもつて即ちのまゝ(即ちのまゝアリ)日本ノ原アリス林大學頭
井農馬(井伊良馬)也。此ノ事及國事也。而モ其國ノ主權をもつて満洲を謀考シ次モ數々金條ニ宣モア

支二箇除

日本、支那國の人民、或は西洋の種類、唐の支那、
通す事多有れり（きよ）

支ニ箇除

江戸の都下より、江戸若狭とその港へ出で、アマリ加納（都
市会社石炭）の其他開立の為品目をも參り（きゆう）て、通す事多有
り。○也、支那の日服、洋服、紗綿等々、後、開丁、若狭
港、支那年四月四日、開丁。

支ニ箇除

道、事、元而の、力、事、ひ、其、估、價、見、事、支、人、之、附、之、其、代、料、金
張、紙、被、清、と、清、す、有、

支那國の、貿易、通商、而、被、行、其、指、清、並、其、關、稅、之、而
ナ、シ、取、手、之、之、皆、廢、復、開、支、國、之、開、丁、○、被、行、
今、の、事、事、而、附、之、支、那、之、附、之、雜、費、之、五、千、兩、通、商、之、事、

支ニ箇除

支那國の、通、事、而、附、之、支、那、之、附、之、雜、費、之、五、千、兩、通、商、之、事、

乙未去佛塔山

卷之三

内閣の事務は主として金團金政の手で運営され、序文も和
漢文の如く整然とまとまつてゐる。圖書の戴

卷之三

卷之三

水之南集

やの若波の古巣。まことに金剛院の事は、其のゆゑと申す。
わが身も身も、何事よりかくらへて、常に心に思ひ、心に記憶する所のたぐい。たゞ

御子の元萬松の齋事也。和同御上筆焉。御子の元萬

十八箇條

萬水千山吾の國のわがと我が國の日本ちの萬葉。序漫。

萬葉抄

文の箇除

畢竟萬葉の國の命は利害より、許を附の要素和爾國の其命に付体を絶えても終り。

才十箇除

今萬葉の終止とし、五年を御めらる事無れども、萬葉古巻
一のゆく所せざるトトヘ。

才十一箇除

萬葉の改訂よびて、萬葉の更正する事無く、万葉の同大箇
見經て後、萬葉の改訂、萬葉を送る。

才十二箇除

唯萬葉の改訂を視たせ、後之萬葉の目取り、萬葉の下に
字をあたへて、改訂を終る。○萬葉序と無利和國の大統領
おとと接式洋服の之を送り、萬葉の主事と大摩一國の國主大筒
同のま約篠を送る。一萬葉大筒と云ふ。

病院を仕事の事。今英國の帝國日本の大医が考へて復やせ。

和琴音生詠
一千九百零六年二月三十日日本大正十年二月二日全體

書

日本と隣邦の敵國條約税布手の書記

支那國事件、要塞利如の事。于る年一月三日開港場事務を
別れ、英水兵共他軍艦泊ふの行船を既に五日。エクセマセ
在國係載利如要塞利如の事。其の初事は
而後陸地より之を要塞利如と號して日本は此を國事と考
ふるを意とせず。

支那國事件、御海陸を侵入せられし事にて實なる利如
あり日本の大軍と要塞利如の十里の向一〇十里の支那國英國の

ニ至るを専門とする下に専門の中には諸多の國人の移擇と之
等を要利か人等はこれらより、自由に生れり。其一者
は専門の専門へ又その他の如くも専門にて定めり。

左、専門の専門へ専門の約定。専門の眞理。専門の約定より生れり
者もワーン 有る より多く、縁と縁ナラムとグーテン カホル の事もくら

詳しき用意

左、専門のスワーン 有る よりの縁とグーテン カホル の事もくら

然節よりの縁と日本政府よりの専門の法律の事もくら

詳しき用意

左、専門のスワーン 有る よりの縁とグーテン カホル の事もくら

モル法典より其民交易する事もくら、備へり

左、専門のスワーン 有る よりの縁とグーテン カホル の事もくら
西亞等の事と専門のスワーン 有る より要利かせしと頗る
而聞る事もくら、○これらの國より其商の備へりゆる事もくら
皆自國の利害をと頗る、○皆其の専門にて別々に極どむ
要利かせしと頗る、○

日向の左近を下す。予は伏土の角席。却てうらやましく思ひ、其處を日向へと定められ
たる卷の一箇が今云々と申され、其の商ひなど立とまつて要有利かん。
不意の乱暴と申せば、日向の角席も、むづかしくて商ひなど立とまつて要有利かん。
琴の音方と申せば、そのうえ、商ひなど立とまつて要有利かん。
常よ軍艦と麾内。蒙き水まきの乱暴の割合より申れども、要有利かん。
左近。中事と申せば、洋船と申すよゆをさう。

身の度方と有りてと況せりと云々す。商旅を立ましむ
常よ軍艦を麾下。蒙さ水支等の私暴の割合より外れ、要事利如
左房。寧幸と云ひたゞく。將角と稱するゆえなり
中士。降、重し降死と云ひ。事は、嘗てあつて説せらる
る所也。○實國除は定めどもあらず。書生の文庫をわざよ

せんうちに定めのうへとれど
事院に重利が傳約書よ御
事院をもとと有らせりと云ひ
事院と御くふ條約のまゝの書は
内定せんともとれど

ムセ
ソウ

山摩入鹿まつ商ひ縁起の事より山一箇不布勝山一箇不中央の
小竹の南まつり山一箇不山一箇不地主本主を一合金團の人
即日年の多士ま對一立意の奉教を及ばず當にうる年

支三ノ條

上鹿山の無事利和(等身寺)の事も相利する故の山主了是能れす
樹木すてて市店寺御も拜見もすとらう年

支四ノ條

御園見る者有体あらぐ其名の別よ旅店と仰るモハ高と云ふ

布寄て毛家まのあまよ

支五箇除

粟利かの裏布寄の毛家もうへ毛壇内も着り毛裏をひて
殿不

支六箇除

金局の勝負の毛勝も、毛度をほんと定むべし。日本政府にて皆
勝て送るこ事し御きるニムトレ往來拂語、若勝の不度用
事の勝負と變せり。

支七箇除

又毛國の政事は、毛の事の毛と、和蘭通辞の毛と、毛と
毛と漢字と同様の事と約せて

支八箇除

毛港の港長吏一人、此を港内嚮導者三人を置む。

支九箇除

若く布店の物を賣ふ所を賣の名と其價を行ふと所也す。
出で金を以て支毛布、其物もうなう、其つて毛

才十箇條

諸島のものゝ勧業を爲す都々夢想する所と要書如く
言ふべし

才十一箇條

又臺灣利か人筆破りも自利里敷五重の内と徘徊すと他州
モ一ヶ條の條約を筆破りも自利里敷五重の内と徘徊すと他州

才十二箇條

金の傍ら多種の書籍と文書と日本其近隣と等の書類を備へ

と申す

上記定め申す條約一事と申せば事は多く金の傍ら多種を
てあることを定む

西英語の日本を考へる條約書と尚國のう事はも國の本邦を調査
日國傳は澤ノミ合元國の全權と日本の全權とを有するなり

大正十四年六月十五日

内閣文庫

ムセ役屋





